

新	旧
<p>(大規模店舗の屋外への出口等)</p> <p>第29条 大規模店舗の用途に供する建築物の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メートル以下である場合において、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令<u>第112条第19項第2号</u>の規定に適合するものに限る。）で区画した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に規定する準耐火構造の壁で区画する場合には、政令<u>第112条第20項及び第21項</u>の規定を準用する。</p> <p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口等)</p> <p>第29条 大規模店舗の用途に供する建築物の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メートル以下である場合において、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令<u>第112条第18項第2号</u>の規定に適合するものに限る。）で区画した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に規定する準耐火構造の壁で区画する場合には、政令<u>第112条第19項及び第20項</u>の規定を準用する。</p> <p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>3 建築物内にある2以上の興行場等が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第19項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの客用の屋外への主要な出口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場等について前2項並びに次条、第37条及び第39条の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(火たき場等の構造)</p> <p>第49条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 周壁、天井(天井がない場合にあつては、屋根)及び床を耐火構造(天井にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に適合する構造)とすること。</p> <p>(2) 開口部には、政令第112条第19項第1号の規定に適合する特定防火設備を設けること。</p> <p>(3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車車庫等の構造)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 建築物内にある2以上の興行場等が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの客用の屋外への主要な出口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場等について前2項並びに次条、第37条及び第39条の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(火たき場等の構造)</p> <p>第49条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 周壁、天井(天井がない場合にあつては、屋根)及び床を耐火構造(天井にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に適合する構造)とすること。</p> <p>(2) 開口部には、政令第112条第18項第1号の規定に適合する特定防火設備を設けること。</p> <p>(3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車車庫等の構造)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動車車庫等の用途に供する建築物には適用しない。

(1) 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にあり、かつ、その上部に他の用途に供する部分がなく、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画したもの

(2) 自動車車庫等の自動車を収容する部分が避難階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、[政令第112条第20項及び第21項](#)に定めるところによるものに限る。)又は[政令第112条第19項第2号](#)の規定に適合する特定防火設備で区画したもの

(3) 階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

ア 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。

イ 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物(以下「隣地境界線等」という。)から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動車車庫等の用途に供する建築物には適用しない。

(1) 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にあり、かつ、その上部に他の用途に供する部分がなく、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画したもの

(2) 自動車車庫等の自動車を収容する部分が避難階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、[政令第112条第19項及び第20項](#)に定めるところによるものに限る。)又は[政令第112条第18項第2号](#)の規定に適合する特定防火設備で区画したもの

(3) 階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

ア 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。

イ 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物(以下「隣地境界線等」という。)から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を

新	旧
<p>隣地境界線等から50センチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火塀を設けること。</p> <p>ウ 外周部は、各階の天井面(外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合にあっては、それらの下端)から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。</p> <p>エ 短辺の長さを5.5メートル以内とすること。</p> <p>オ 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第54条 自動車車庫等の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 第52条第2項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては床又は壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には政令第112条第19項第2号に適合する特定防火設備を設け、その他のものにあつては床又は壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第</p>	<p>隣地境界線等から50センチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火塀を設けること。</p> <p>ウ 外周部は、各階の天井面(外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合にあっては、それらの下端)から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。</p> <p>エ 短辺の長さを5.5メートル以内とすること。</p> <p>オ 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第54条 自動車車庫等の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 第52条第2項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては床又は壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には政令第112条第18項第2号に適合する特定防火設備を設け、その他のものにあつては床又は壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第</p>

新	旧
<p>9号の2口に規定する防火設備(政令<u>第112条第19項第2号</u>に適合するものに限る。)を設けること。</p> <p>(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。</p> <p>(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫等の内部に設けないこと。</p> <p>2 前項第1号の規定により準耐火構造の床又は壁で区画する場合は、政令<u>第112条第20項及び第21項</u>の規定を準用する。</p> <p>(エレベーターの機械室)</p> <p>第59条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 照明設備を設けること。</p> <p>(2) 非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は政令<u>第112条第19項第1号又は第2号</u>の基準に適合する特定防火設備で区画すること。</p>	<p>9号の2口に規定する防火設備(政令<u>第112条第18項第2号</u>に適合するものに限る。)を設けること。</p> <p>(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。</p> <p>(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫等の内部に設けないこと。</p> <p>2 前項第1号の規定により準耐火構造の床又は壁で区画する場合は、政令<u>第112条第19項及び第20項</u>の規定を準用する。</p> <p>(エレベーターの機械室)</p> <p>第59条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 照明設備を設けること。</p> <p>(2) 非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は政令<u>第112条第18項第1号又は第2号</u>の基準に適合する特定防火設備で区画すること。</p>